

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成24年1月26日提出
<b>【発行者名】</b>	野村アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	CEO兼執行役会長 岩崎 俊博
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
<b>【電話番号】</b>	03-3241-9511
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	バランスセレクト70(確定拠出年金向け)
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額(平成23年7月28日から平成24年7月26日まで) 5,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年7月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

(12)その他

（前略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

ファンドの信託約款の変更

「バランスセレクト70(確定拠出年金向け)」について、当ファンドの主要投資対象の1つである「外国株式マザーファンド」（対象指数：FTSE全世界・日本を除く先進国指数（円ベース））を、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」（対象指数：MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし））に変更する約款変更を平成23年10月5日適用で行なう予定です。詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。

平成23年8月2日を過ぎて取得した受益権（平成23年8月1日以降の取得のお申込み分）については信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

<訂正後>

（前略）

(12)その他

（前略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

#### (1) ファンドの目的及び基本的性格

「バランスセレクト70(確定拠出年金向け)」について、下記の内容の約款変更を平成23年10月5日適用で予定しております。

つきましては、所要の約款変更の手続を行なう予定です。

<約款変更の内容>

「バランスセレクト70(確定拠出年金向け)」の主要投資対象の1つである「外国株式マザーファンド」（対象指数：FTSE全世界・日本を除く先進国指数（円ベース））を、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」（対象指数：MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし））に変更することを予定しています。

外国株式の指数としては現在ではMSCI-KOKUSAI指数が主流であることなどから、当該変更を行ないます。

なお、両マザーファンドは、対象指数は異なりますが、日本を除く世界先進国株式の市況を概ね捉えるという運用方針は同じであり、過去の基準価額の推移に大きな差はありません。

平成23年8月2日を過ぎて取得した受益権（平成23年8月1日以降の取得のお申込み分）については信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

「1 ファンドの性格(3) ファンドの仕組み」、「2 投資方針(1) 投資方針」、「2 投資方針(2) 投資対象」および「2 投資方針(5) 投資制限」の記載についても同様の変更となります。

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象とし、これらに分散投資するバランス運用を行なうことで、キャピタルゲインとインカムゲインを総合したトータルリターンの獲得を目指します。

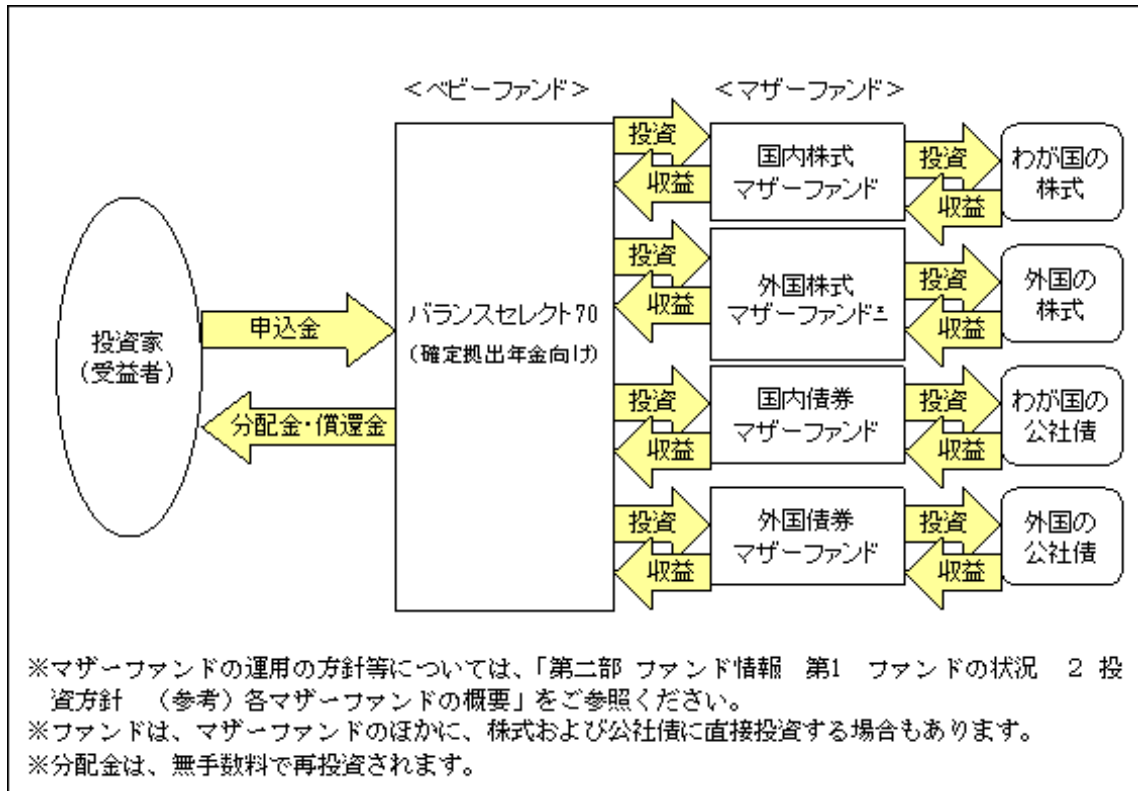
ファンドは、「国内株式マザーファンド」「外国株式マザーファンド\*」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」に変更することを予定

しています。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「国内株式マザーファンド」「外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」に変更することを予定しています。

受益権の信託金限度額は5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（以下略）

## &lt;訂正後&gt;

## (1) ファンドの目的及び基本的性格

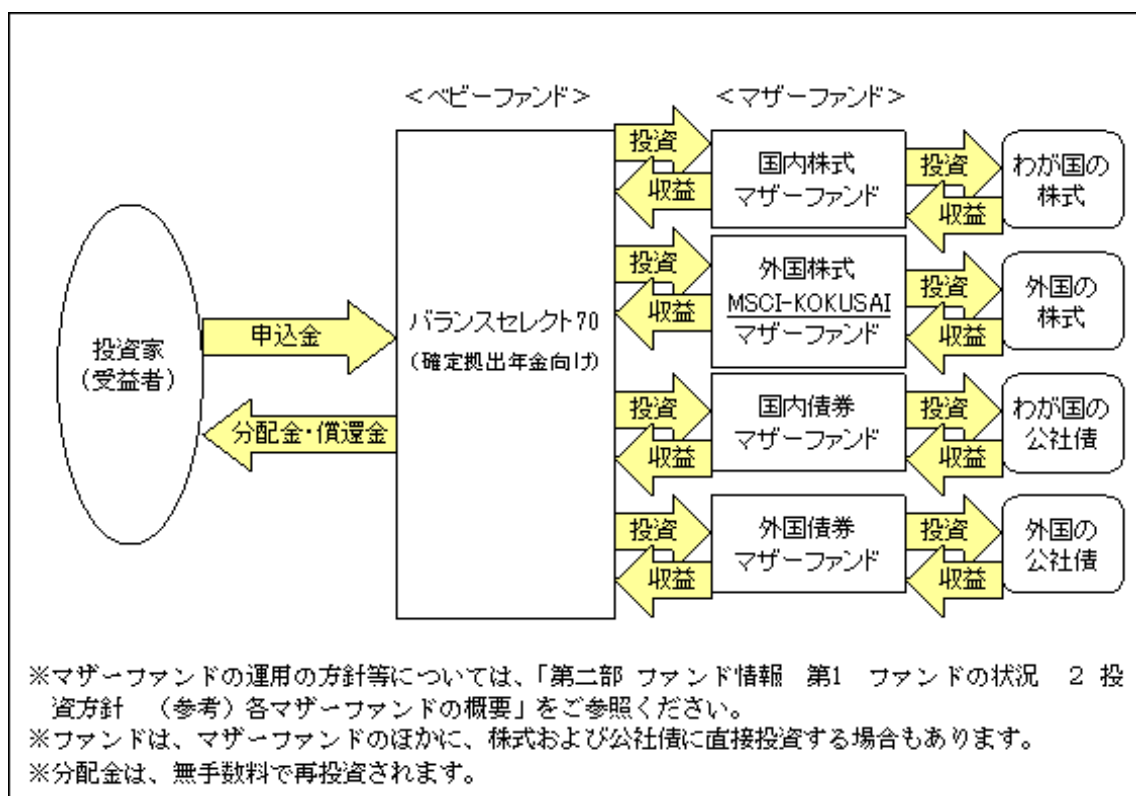
ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象とし、これらに分散投資するバランス運用を行なうことで、キャピタルゲインとインカムゲインを総合したトータルリターンを獲得を目指します。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

## 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「国内株式マザーファンド」「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行ないます。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。

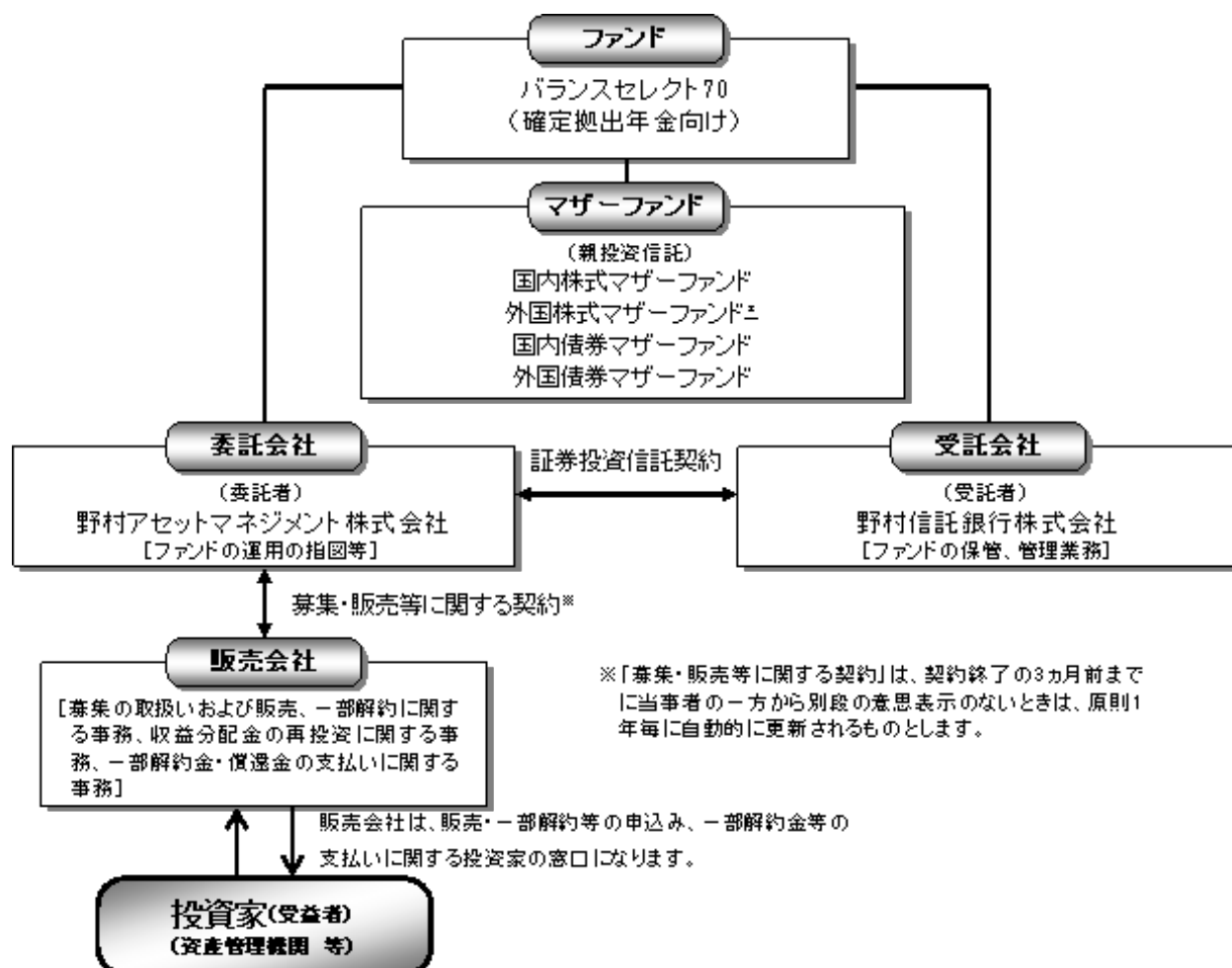


受益権の信託金限度額は5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（以下略）

## &lt;訂正前&gt;

## (3) ファンドの仕組み



\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」に変更することを予定しています。

(詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。)

## 委託会社の概況

### 委託会社

(前略)

- ・資本金の額  
平成23年6月末現在、17,180百万円
- ・会社の沿革

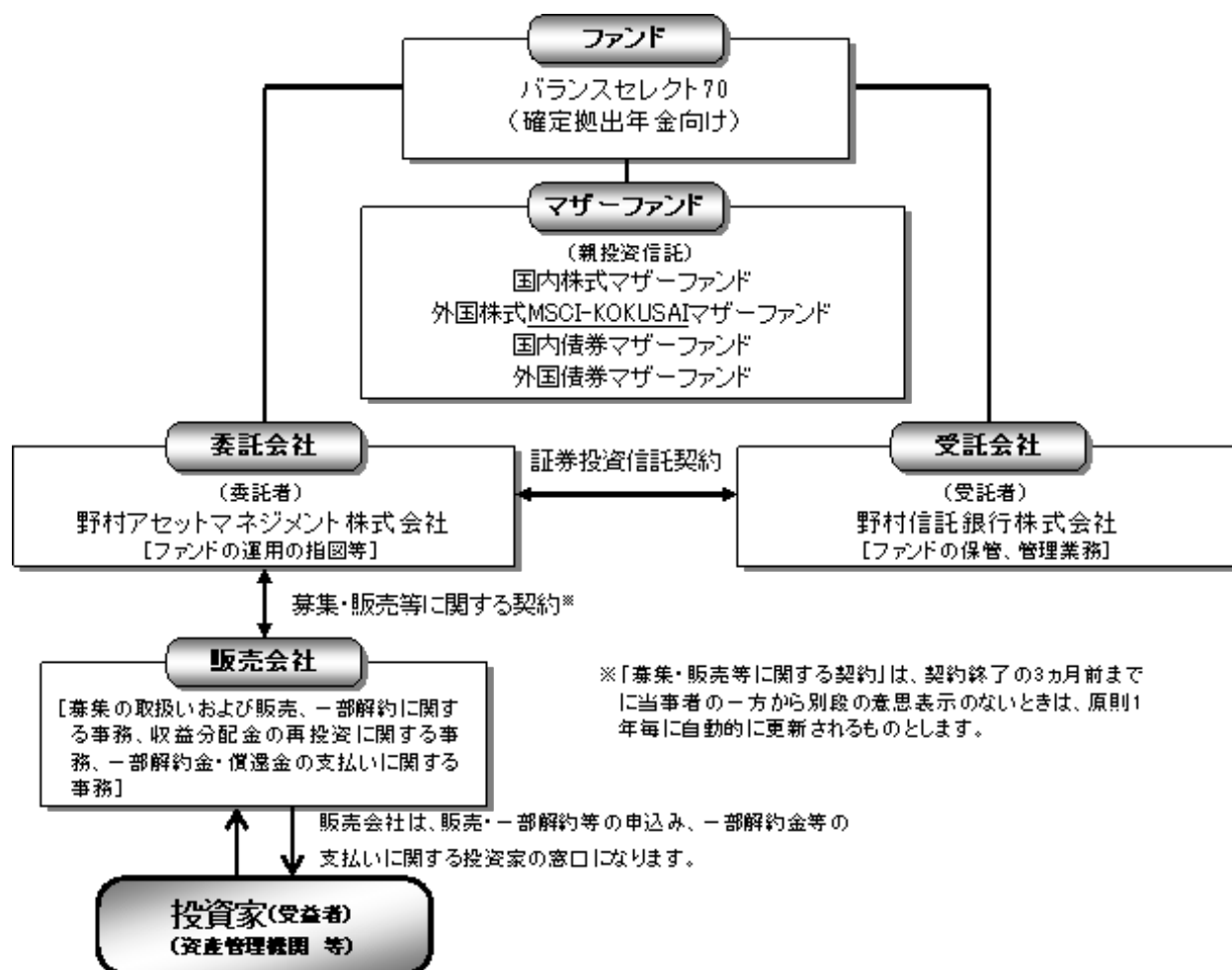
(中略)

- ・大株主の状況(平成23年6月末現在)

(以下略)

## <訂正後>

### (3)ファンドの仕組み



## 委託会社の概況

### 委託会社

(前略)

- ・資本金の額  
平成23年12月末現在、17,180百万円
- ・会社の沿革

(中略)

- ・大株主の状況(平成23年12月末現在)

(以下略)

## 2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

### <訂正前>

#### (1) 投資方針

[1] 内外の株式および公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、「国内株式マザーファンド」<sup>(1)</sup>「外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>」<sup>(2)</sup>「国内債券マザーファンド」<sup>(3)</sup>「外国債券マザーファンド」<sup>(4)</sup>の各受益証券に投資を行ないます。

各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行いません。

- 国内株式マザーファンド受益証券 : 45%
- 外国株式マザーファンド受益証券 : 25%
- 国内債券マザーファンド受益証券 : 20%
- 外国債券マザーファンド受益証券 : 10%

株式への実質的な投資比率(国内株式 + 外国株式)は、70%程度となります。

- ( 1 ) 「国内株式マザーファンド」は、主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、「東証株価指数(TOPIX)」の動きに連動する投資成果を目指します。「国内株式マザーファンド」の運用方針等については、「(参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。
- ( 2 ) 「外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>」は、主として外国の株式に投資することにより、「FTSE全世界・日本を除く先進国指数(円ベース)」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。「外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>」の運用方針等については、「(参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。

\* 平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」(対象指数：MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)一)に変更することを予定しています。

\_\_MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

(詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。)

- ( 3 ) 「国内債券マザーファンド」は、主としてわが国の公社債に投資することにより、「NOMURA-BPI国債」の動きに連動する投資成果を目指します。「国内債券マザーファンド」の運用方針等については、「(参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。
- ( 4 ) 「外国債券マザーファンド」は、主として外国の公社債に投資することにより、「シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。「外国債券マザーファンド」の運用方針等については、「(参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。

各マザーファンドが対象とするインデックスについて

国内株式マザーファンド : 東証株価指数(TOPIX)

東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。

(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行なう権利を有しています。

外国株式マザーファンド<sup>\*</sup> : FTSE全世界・日本を除く先進国指数(円ベース)

バランスセレクト70(確定拠出年金向け)は、FTSE International Limited(以下、「FTSE」といいます。)、London Stock Exchange Plc(以下、「Exchange」といいます。)  
またはThe Financial Times Limited(以下、「FT」といいます。)(これらを総称して「Licensor Parties」といいます。)により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではなく、いずれのLicensor Partiesも、FTSE全世界・日本を除く先進国指数(円ベース)(以下、「指数」といいます。)を用いることによって得られる結果に関してお



よび/または特定の時間、日付またはその他の方法で公表される当該指数の数値に関して、明示的または黙示的に担保もしくは表明するものではありません。指数はFTSEによって編集、計算されます。いずれのLicensor Partiesも、指数のいかなる誤りについて、何人に対しても（過失であろうとなかろうと）責任を負わず、当該いかなる誤りについて、何人に対しても通知する義務を負いません。

「FTSEfi」、「FT-SEfi」、「Footsiefi」、「FTSE4Goodfi」および「techMARKfi」はExchangeおよびFTの登録商標であり、FTSEはその使用を許諾されています。「All-Worldfi」、「All-Sharefi」および「All-Smallfi」はFTSEの登録商標です。

\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」に変更することを予定しています。  
(詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。)

<平成23年10月5日以降、以下の内容に変更となる予定です。>

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド：MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)  
(以下略)

#### <訂正後>

##### (1) 投資方針

[1] 内外の株式および公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては、「国内株式マザーファンド」<sup>(1)</sup>「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」<sup>(2)</sup>「国内債券マザーファンド」<sup>(3)</sup>「外国債券マザーファンド」<sup>(4)</sup>の各受益証券に投資を行ないます。

各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券：45%  
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：25%  
国内債券マザーファンド受益証券：20%  
外国債券マザーファンド受益証券：10%

株式への実質的な投資比率(国内株式+外国株式)は、70%程度となります。

- (1) 「国内株式マザーファンド」は、主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、「東証株価指数(TOPIX)」の動きに連動する投資成果を目指します。「国内株式マザーファンド」の運用方針等については、「(参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。
- (2) 「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」は、主として外国の株式に投資することにより、「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)\*」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド\*」の運用方針等については、「(参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。  
\*MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。
- (3) 「国内債券マザーファンド」は、主としてわが国の公社債に投資することにより、「NOMURA-BPI 国債」の動きに連動する投資成果を目指します。「国内債券マザーファンド」の運用方針等については、「(参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。
- (4) 「外国債券マザーファンド」は、主として外国の公社債に投資することにより、「シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。「外国債券マザーファンド」の運用方針等については、「(参考)各マザーファンドの概要」をご参照ください。

各マザーファンドが対象とするインデックスについて

国内株式マザーファンド：東証株価指数(TOPIX)

東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。

(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行なう権利を有しています。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド：MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)

(以下略)

#### <訂正前>

##### (2) 投資対象

内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」「外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。なお、株式および公社債に直接投資する場合があります。

各マザーファンドの主要投資対象

国内株式マザーファンド：わが国の株式を主要投資対象とします。

外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>：外国の株式を主要投資対象とします。

国内債券マザーファンド：わが国の公社債を主要投資対象とします。

外国債券マザーファンド：外国の公社債を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」に変更することを予定しています。

(詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。)

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

(中略)

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である下記の各マザーファンド受益証券のほか、

国内株式マザーファンド受益証券(以下「国内株式マザーファンド」といいます。)

外国株式マザーファンド受益証券(以下「外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>」といいます。)  
国内債券マザーファンド受益証券(以下「国内債券マザーファンド」といいます。)  
外国債券マザーファンド受益証券(以下「外国債券マザーファンド」といいます。)

次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」に変更することを予定しています。

(詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。)

- 1 株券または新株引受権証書  
(以下略)

#### <訂正後>

##### (2) 投資対象

内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。なお、株式および公社債に直接投資する場合があります。

各マザーファンドの主要投資対象

国内株式マザーファンド：わが国の株式を主要投資対象とします。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド：外国の株式を主要投資対象とします。

国内債券マザーファンド：わが国の公社債を主要投資対象とします。

外国債券マザーファンド：外国の公社債を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

(中略)

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である下記の各マザーファンド受益証券のほか、

国内株式マザーファンド受益証券(以下「国内株式マザーファンド」といいます。)

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益証券(以下「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」といいます。)

国内債券マザーファンド受益証券(以下「国内債券マザーファンド」といいます。)

外国債券マザーファンド受益証券(以下「外国債券マザーファンド」といいます。)

次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 株券または新株引受権証書

（以下略）

<訂正前>

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成23年7月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成24年1月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正前>

(4) 分配方針

（前略）

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドの決算日

（以下略）

<訂正後>

(4) 分配方針

（前略）

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

（以下略）

<訂正前>

(5) 投資制限

（前略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

（中略）

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と各マザーファンド(国内株式マザーファンド、外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>、国内債券マザーファンドおよび外国債

券マザーファンドをいいます。(以下本項において同じ。)の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」に変更することを予定しています。

(詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。)

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

(中略)

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

(中略)

( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンド(国内株式マザーファンド、外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>、国内債券マザーファンドおよび外国債券マザーファンドをいいます。以下本項において同じ。)の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」に変更することを予定しています。

(詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。)

( )上記( )において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(中略)

外国為替予約の指図(約款第30条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>および外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>および外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>および外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額に

ついて、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」に変更することを予定しています。

（詳細は「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」をご参照ください。）

資金の借入れ(約款第39条)

(中略)

(参考)各マザーファンドの概要

「国内株式マザーファンド」

(中略)

「外国株式マザーファンド<sup>\*</sup>」

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、FTSE全世界・日本を除く先進国指数（円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として外国の株式に投資することにより、FTSE全世界・日本を除く先進国指数（円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

\*平成23年10月5日以降は、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」に変更することを予定

しています。

（詳細は「[第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 \(1\)ファンドの目的及び基本的性格](#)」をご参照ください。）

「国内債券マザーファンド」

（以下略）

<訂正後>

(5) 投資制限

（前略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第24条)

（中略）

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額と各マザーファンド(国内株式マザーファンド、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド、国内債券マザーファンドおよび外国債券マザーファンドをいいます。以下本項において同じ。))の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

（中略）

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

（中略）

( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンド(国内株式マザーファンド、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド、国内債券マザーファンドおよび外国債券マザーファンドをいいます。以下本項において同じ。))の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産

総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ( )上記( )において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(中略)

外国為替予約の指図(約款第30条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第39条)

(中略)

(参考)各マザーファンドの概要

「国内株式マザーファンド」

(中略)

「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。



外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

「国内債券マザーファンド」

（以下略）

### 3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

##### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

##### [株価変動リスク]

（中略）

##### その他の留意点

（中略）

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

(中略)

投資リスクに関する管理体制等は平成23年7月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様<sup>に</sup>帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様<sup>の</sup>投資元金は保証されているものではなく、基準価額<sup>の</sup>下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

## [株価変動リスク]

(中略)

## その他の留意点

(中略)

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することとなります。

## 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドについて

## 「MSCI」の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

（中略）

投資リスクに関する管理体制等は平成24年1月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

以下は平成23年11月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	63,610,496	99.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		63,446	0.09
合計(純資産総額)		63,673,942	100.00

## &lt;ご参考&gt;

## 「国内株式マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	131,035,939,325	96.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,234,808,319	3.13
合計(純資産総額)		135,270,747,644	100.00

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 /売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資比率 (%)
TOPIX先物(2011年12月限)	東京証券取引所	株価指数先物	買建	円	565	4,220,223,950	4,110,375,000	3.03

## 「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	104,952,943,666	55.26
	カナダ	10,570,148,402	5.56
	イギリス	19,877,518,003	10.46
	スイス	7,416,896,012	3.90
	スウェーデン	2,557,779,347	1.34
	ノルウェー	822,521,514	0.43
	デンマーク	929,081,412	0.48
	ドイツ	7,114,465,572	3.74
	イタリア	2,032,825,680	1.07
	フランス	7,613,394,388	4.00
	オランダ	2,258,293,768	1.18
	スペイン	2,857,978,026	1.50
	ベルギー	834,327,136	0.43
	オーストリア	204,461,023	0.10
	フィンランド	805,809,156	0.42
	アイルランド	235,942,084	0.12
	ギリシャ	95,255,754	0.05
	ポルトガル	201,086,438	0.10
	香港	2,410,978,711	1.26
	シンガポール	1,423,312,610	0.74
オーストラリア	7,226,680,856	3.80	
ニュージーランド	110,330,523	0.05	
イスラエル	558,009,130	0.29	
小計		183,110,039,211	96.41
投資信託受益証券	アメリカ	26,954,850	0.01
投資証券	アメリカ	2,190,538,145	1.15
	カナダ	32,025,750	0.01
	イギリス	222,538,148	0.11
	フランス	232,104,548	0.12
	オランダ	26,214,988	0.01

	香港	75,575,297	0.03
	シンガポール	50,597,573	0.02
	オーストラリア	552,693,881	0.29
	小計	3,382,288,330	1.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,395,597,032	1.78
合計(純資産総額)		189,914,879,423	100.00

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。  
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

名称	取引所	種類	買建 /売建	通貨	枚数	簿価 (現地通貨)	評価額(時価 ・ 現地通貨)	評価額 (時価・円)	投資 比率 (%)
E-mini S&P500株価指数先物 (2011年12月限)	シカゴ・マーカン タイル取引所	株価指数 先物	買建	米ドル	478	29,375,387.5	28,596,350	2,234,232,825	1.17
ユーロ50株価指数先物(2011年 12月限)	EUREX	株価指数 先物	買建	ユーロ	220	5,060,250	4,912,600	511,696,416	0.26
FT100株価指数先物(2011年12月 限)	ロンドン国際金融先 物取引所	株価指数 先物	買建	英ポンド	64	3,492,960	3,409,600	415,698,432	0.21

## 「国内債券マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	6,533,479,380	98.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		95,671,252	1.44
合計(純資産総額)		6,629,150,632	100.00

## 「外国債券マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	116,505,111,458	41.01
	カナダ	8,265,680,809	2.91
	イギリス	25,270,130,644	8.89
	スイス	1,282,209,042	0.45
	スウェーデン	1,740,339,197	0.61
	ノルウェー	864,251,935	0.30
	デンマーク	2,614,012,380	0.92
	ドイツ	26,208,469,955	9.22
	イタリア	23,611,936,651	8.31
	フランス	26,597,411,352	9.36
	オランダ	7,431,864,954	2.61
	スペイン	11,612,829,063	4.08
	ベルギー	6,930,908,995	2.44
	オーストリア	4,698,739,662	1.65
	フィンランド	1,766,649,427	0.62
	アイルランド	1,579,314,854	0.55
	ポルトガル	1,419,358,215	0.49
	ポーランド	1,975,212,003	0.69
	シンガポール	1,087,182,432	0.38
	マレーシア	1,476,335,208	0.51
オーストラリア	4,125,831,220	1.45	
メキシコ	2,420,243,895	0.85	
	小計	279,484,023,351	98.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,552,122,133	1.60
合計(純資産総額)		284,036,145,484	100.00

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	45,840,745	0.7137	32,720,635	0.6187	28,361,668	44.54
2	日本	投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	18,214,380	0.7852	14,302,376	0.8590	15,646,152	24.57
3	日本	投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	11,215,383	1.1588	12,996,386	1.1740	13,166,859	20.67
4	日本	投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	4,621,772	1.4361	6,637,327	1.3925	6,435,817	10.10

## &lt;ご参考&gt;

## 「国内株式マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,695,400	3,214.26	5,449,457,452	2,509.00	4,253,758,600	3.14
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	9,859,500	395.24	3,896,937,496	328.00	3,233,916,000	2.39
3	日本	株式	キヤノン	電気機器	819,800	3,766.13	3,087,479,211	3,420.00	2,803,716,000	2.07
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,113,300	3,026.12	3,368,981,586	2,389.00	2,659,673,700	1.96
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	599,700	3,834.39	2,299,487,523	3,775.00	2,263,867,500	1.67
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	985,000	2,569.77	2,531,227,568	2,089.00	2,057,665,000	1.52
7	日本	株式	ファナック	電気機器	137,400	13,071.28	1,795,995,000	12,270.00	1,685,898,000	1.24
8	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	16,730,000	132.48	2,216,479,212	100.00	1,673,000,000	1.23
9	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	517,700	3,879.61	2,008,474,350	3,145.00	1,628,166,500	1.20
10	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	590,100	3,096.68	1,827,353,108	2,547.00	1,502,984,700	1.11
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	948,500	2,134.14	2,024,232,586	1,551.00	1,471,123,500	1.08
12	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	10,731	147,748.84	1,585,492,854	135,000.00	1,448,685,000	1.07
13	日本	株式	三井物産	卸売業	1,124,200	1,400.51	1,574,454,147	1,182.00	1,328,804,400	0.98
14	日本	株式	日立製作所	電気機器	2,963,000	449.85	1,332,918,780	423.00	1,253,349,000	0.92
15	日本	株式	小松製作所	機械	654,800	2,777.74	1,818,864,888	1,895.00	1,240,846,000	0.91
16	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	3,278	334,912.47	1,097,843,096	364,500.00	1,194,831,000	0.88
17	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	544,800	2,021.41	1,101,264,200	2,127.00	1,158,789,600	0.85
18	日本	株式	三菱地所	不動産業	912,000	1,444.85	1,317,709,350	1,262.00	1,150,944,000	0.85
19	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,667,100	765.00	1,275,335,313	690.00	1,150,299,000	0.85
20	日本	株式	ソニー	電気機器	823,300	2,219.62	1,827,420,027	1,372.00	1,129,567,600	0.83
21	日本	株式	パナソニック	電気機器	1,507,700	986.20	1,486,901,300	727.00	1,096,097,900	0.81
22	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	229,500	4,633.35	1,063,353,870	4,695.00	1,077,502,500	0.79
23	日本	株式	KDDI	情報・通信業	2,021	554,917.37	1,121,488,018	505,000.00	1,020,605,000	0.75
24	日本	株式	東芝	電気機器	2,778,000	439.78	1,221,723,341	347.00	963,966,000	0.71
25	日本	株式	信越化学工業	化学	247,900	4,293.95	1,064,471,547	3,805.00	943,259,500	0.69
26	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,320,000	876.34	1,156,770,370	712.00	939,840,000	0.69
27	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	1,798	568,795.60	1,022,694,506	504,000.00	906,192,000	0.66
28	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	494,500	2,236.71	1,106,055,700	1,832.00	905,924,000	0.66
29	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	306,800	3,100.90	951,358,195	2,938.00	901,378,400	0.66
30	日本	株式	任天堂	その他製品	75,500	18,717.87	1,413,199,192	11,630.00	878,065,000	0.64

## 「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	596,900	6,515.26	3,888,959,111	6,010.54	3,587,691,863	1.88
2	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	112,050	27,557.23	3,087,787,879	29,158.11	3,267,166,897	1.72
3	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	146,700	12,877.38	1,889,112,614	14,136.84	2,073,874,750	1.09
4	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	243,500	8,337.25	2,030,120,935	7,609.08	1,852,811,150	0.97
5	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	419,650	4,482.72	1,881,173,448	4,304.42	1,806,354,049	0.95
6	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	919,200	2,000.90	1,839,235,828	1,940.74	1,783,936,664	0.93
7	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	338,000	4,856.56	1,641,517,550	4,885.46	1,651,288,488	0.86
8	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	331,900	4,696.39	1,558,733,268	4,905.00	1,627,969,964	0.85
9	アメリカ	株式	AT & T INC	各種電気通信サービス	717,100	2,386.09	1,711,065,282	2,192.32	1,572,118,265	0.82
10	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	1,284,200	1,536.81	1,973,580,519	1,165.69	1,496,991,426	0.78
11	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	956,600	1,575.10	1,506,741,425	1,515.72	1,449,939,665	0.76
12	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	インターネットソフトウェア	30,630	44,942.71	1,376,595,510	45,544.32	1,395,022,549	0.73
13	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	249,400	5,182.36	1,292,481,307	5,171.42	1,289,753,320	0.67
14	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	無線通信サービス	6,207,800	214.57	1,332,064,757	207.02	1,285,139,749	0.67
15	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	商業銀行	2,157,000	781.50	1,685,711,030	593.20	1,279,536,196	0.67
16	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	215,300	5,147.98	1,108,361,321	5,817.55	1,252,520,624	0.65
17	イギリス	株式	BP PLC	石油・ガス・消耗燃料	2,284,700	551.07	1,259,048,820	534.98	1,222,280,138	0.64
18	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	641,800	1,605.57	1,030,455,788	1,842.30	1,182,391,605	0.62
19	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品	282,490	4,273.86	1,207,324,406	4,145.66	1,171,109,470	0.61
20	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	商業銀行	608,200	2,429.06	1,477,355,325	1,881.37	1,144,249,477	0.60
21	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	490,000	2,546.25	1,247,665,783	2,323.58	1,138,557,238	0.59
22	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	石油・ガス・消耗燃料	435,200	2,710.28	1,179,514,552	2,610.30	1,136,005,693	0.59
23	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融サービス	481,000	3,526.00	1,696,009,318	2,231.39	1,073,299,936	0.56
24	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LIMITED	金属・鉱業	388,700	3,518.81	1,367,762,379	2,748.72	1,068,430,729	0.56
25	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品小売り	231,100	4,094.01	946,126,173	4,544.82	1,050,308,387	0.55
26	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品	624,400	1,476.45	921,896,129	1,666.64	1,040,654,012	0.54
27	スイス	株式	ROCHE HOLDINGS (GENUSSSCHEINE)	医薬品	85,020	11,310.37	961,608,337	12,021.83	1,022,096,836	0.53
28	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	375,400	2,604.07	977,568,966	2,693.92	1,011,298,468	0.53
29	フランス	株式	TOTAL SA	石油・ガス・消耗燃料	256,860	4,359.09	1,119,677,398	3,881.00	996,874,070	0.52
30	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気通信サービス	344,000	2,982.22	1,025,884,402	2,861.90	984,494,253	0.51



## 「国内債券マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第312回	90,000,000	100.82	90,741,600	101.95	91,758,600	1.2	2020/12/20	1.38
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第70回	80,000,000	101.15	80,922,400	100.86	80,693,600	0.8	2013/3/20	1.21
3	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第88回	80,000,000	100.68	80,544,000	100.84	80,678,400	0.5	2015/3/20	1.21
4	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第284回	75,000,000	106.60	79,950,750	106.39	79,797,750	1.7	2016/12/20	1.20
5	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第305回	70,000,000	102.78	71,948,800	103.73	72,616,600	1.3	2019/12/20	1.09
6	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第78回	70,000,000	101.76	71,232,700	101.54	71,082,200	0.9	2013/12/20	1.07
7	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第90回	70,000,000	99.81	69,871,900	100.12	70,085,400	0.3	2015/6/20	1.05
8	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第100回	70,000,000	99.65	69,761,700	99.64	69,752,200	0.3	2016/9/20	1.05
9	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第288回	65,000,000	106.85	69,455,450	106.78	69,409,600	1.7	2017/9/20	1.04
10	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第311回	70,000,000	97.57	68,305,300	98.86	69,204,100	0.8	2020/9/20	1.04
11	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第280回	62,000,000	107.30	66,528,600	106.87	66,264,360	1.9	2016/6/20	0.99
12	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第253回	63,000,000	103.27	65,060,730	102.61	64,649,340	1.6	2013/9/20	0.97
13	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第313回	60,000,000	101.52	60,916,900	102.59	61,555,800	1.3	2021/3/20	0.92
14	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第85回	60,000,000	101.42	60,857,100	101.43	60,858,000	0.7	2014/9/20	0.91
15	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第84回	60,000,000	101.38	60,831,600	101.35	60,811,800	0.7	2014/6/20	0.91
16	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第96回	60,000,000	100.37	60,222,400	100.65	60,392,400	0.5	2016/3/20	0.91
17	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第97回	60,000,000	100.02	60,012,800	100.13	60,079,800	0.4	2016/6/20	0.90
18	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第99回	60,000,000	100.12	60,076,500	100.04	60,028,200	0.4	2016/9/20	0.90
19	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第318回	60,000,000	99.48	59,693,000	99.37	59,627,400	1	2021/9/20	0.89
20	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第282回	55,000,000	106.45	58,549,700	106.21	58,416,600	1.7	2016/9/20	0.88
21	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第296回	55,000,000	105.26	57,893,000	105.70	58,135,000	1.5	2018/9/20	0.87
22	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第303回	55,000,000	103.84	57,114,750	104.74	57,610,300	1.4	2019/9/20	0.86
23	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第291回	55,000,000	104.12	57,269,850	104.49	57,471,700	1.3	2018/3/20	0.86
24	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第264回	52,000,000	104.09	54,127,320	103.66	53,906,320	1.5	2014/9/20	0.81
25	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第250回	53,000,000	100.64	53,343,970	100.57	53,305,280	0.5	2013/6/20	0.80
26	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第289回	50,000,000	105.55	52,775,000	105.70	52,854,500	1.5	2017/12/20	0.79
27	日本	国債証券	国庫債券 利付(20年)第113回	50,000,000	103.21	51,606,500	105.60	52,804,000	2.1	2029/9/20	0.79
28	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第276回	50,000,000	105.49	52,749,000	105.12	52,563,500	1.6	2015/12/20	0.79
29	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第302回	50,000,000	104.05	52,025,500	104.90	52,450,000	1.4	2019/6/20	0.79
30	日本	国債証券	国庫債券 利付(20年)第25回	48,000,000	111.01	53,285,760	109.01	52,328,160	4.1	2014/3/20	0.78

## 「外国債券マザーファンド」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	国債証券	UK TREASURY	18,700,000	12,888.16	2,410,086,518	15,758.16	2,946,775,920	4.5	2042/12/7	1.03
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	22,500,000	8,227.87	1,851,270,817	8,983.11	2,021,201,692	3.625	2020/2/15	0.71
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	21,500,000	8,120.63	1,745,936,928	8,904.37	1,914,441,364	3.5	2020/5/15	0.67
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	24,000,000	7,936.29	1,904,711,643	7,918.29	1,900,390,054	1.375	2013/1/15	0.66
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	24,000,000	7,903.94	1,896,947,521	7,890.82	1,893,797,882	1.125	2012/12/15	0.66
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY	11,700,000	13,355.11	1,562,548,665	16,125.13	1,886,641,286	4.75	2038/12/7	0.66
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	20,500,000	8,177.31	1,676,349,317	8,975.79	1,840,037,758	3.625	2021/2/15	0.64
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,100,000	7,905.97	1,430,981,420	10,022.00	1,813,982,558	4.375	2039/11/15	0.63
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	21,500,000	8,507.01	1,829,007,998	8,420.33	1,810,372,688	4.25	2013/11/15	0.63
10	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	17,700,000	10,695.14	1,893,041,337	9,993.11	1,768,780,540	4.25	2013/8/1	0.62
11	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000	10,894.09	1,634,114,160	11,438.85	1,715,827,680	3.5	2016/1/4	0.60
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	20,000,000	8,140.16	1,628,033,875	8,249.42	1,649,885,742	2.375	2014/9/30	0.58
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	20,000,000	8,261.78	1,652,357,912	8,163.97	1,632,794,804	3.875	2013/2/15	0.57
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	20,000,000	7,897.53	1,579,507,800	7,921.34	1,584,268,730	1.125	2013/6/15	0.55
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	15,000,000	10,697.55	1,604,633,940	10,498.71	1,574,807,812	11.25	2015/2/15	0.55
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	19,500,000	7,995.81	1,559,183,281	7,980.55	1,556,207,665	1.75	2013/4/15	0.54
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,550,000	8,457.57	1,568,879,698	8,347.70	1,548,498,755	4.25	2013/8/15	0.54
18	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	14,000,000	10,894.28	1,525,199,256	10,913.15	1,527,841,795	4.5	2013/1/4	0.53
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	13,580,000	10,741.04	1,458,633,724	11,026.70	1,497,426,734	8.75	2017/5/15	0.52
20	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A. T	13,000,000	10,838.88	1,409,055,648	10,821.18	1,406,753,712	4	2013/4/25	0.49
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,000,000	7,900.89	1,106,125,475	10,029.32	1,404,105,888	4.375	2040/5/15	0.49
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	17,000,000	8,258.31	1,403,913,693	8,209.75	1,395,658,097	3.125	2013/8/31	0.49
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	17,000,000	8,297.64	1,410,600,460	8,201.20	1,394,205,434	3.625	2013/5/15	0.49
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,500,000	8,073.95	1,089,983,817	10,208.17	1,378,103,329	4.5	2039/8/15	0.48
25	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12,000,000	11,087.83	1,330,539,840	11,391.97	1,367,037,504	4.25	2014/7/4	0.48
26	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12,000,000	10,784.72	1,294,167,168	11,281.56	1,353,788,352	3.25	2015/7/4	0.47
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	10,980,000	11,485.11	1,261,065,078	12,260.91	1,346,248,565	8.75	2020/8/15	0.47
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	15,000,000	8,287.24	1,243,087,365	8,969.07	1,345,361,917	3.625	2019/8/15	0.47
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,500,000	10,452.45	1,515,606,120	9,201.49	1,334,216,688	3.75	2015/8/1	0.46
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	13,500,000	7,751.34	1,046,432,244	9,821.79	1,325,942,319	4.25	2039/5/15	0.46

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.90
合計		99.90

&lt;ご参考&gt;

「国内株式マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.10
	鉱業	0.74
	建設業	2.31
	食料品	3.56
	繊維製品	0.92
	パルプ・紙	0.39
	化学	5.91
	医薬品	4.68
	石油・石炭製品	0.91
	ゴム製品	0.76
	ガラス・土石製品	1.14
	鉄鋼	1.78
	非鉄金属	1.12
	金属製品	0.66
	機械	4.94
	電気機器	13.81
	輸送用機器	9.19
	精密機器	1.36
	その他製品	1.64
	電気・ガス業	3.11
	陸運業	3.95
	海運業	0.32
	空運業	0.30
	倉庫・運輸関連業	0.22
	情報・通信業	6.51
	卸売業	5.26
	小売業	4.12
	銀行業	8.95
	証券、商品先物取引業	0.95
	保険業	2.20
	その他金融業	0.77
不動産業	2.27	
サービス業	1.85	
	小計	96.86
合計		96.86

## 「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー設備・サービス	1.63
	石油・ガス・消耗燃料	10.84
	化学	2.74
	建設資材	0.28
	容器・包装	0.16
	金属・鉱業	3.95
	紙製品・林産品	0.18
	航空宇宙・防衛	1.74
	建設関連製品	0.16
	建設・土木	0.43
	電気設備	0.77
	コングロマリット	2.03
	機械	1.80
	商社・流通業	0.22
	商業・専門サービス	0.44
	航空貨物・物流サービス	0.55
	旅客航空輸送業	0.09
	海運業	0.09
	陸運・鉄道	0.84
	運送インフラ	0.16
	自動車部品	0.35
	自動車	0.86
	家庭用耐久財	0.15
	レジャー用品	0.06
	繊維・アパレル・贅沢品	0.98
	ホテル・レストラン・レジャー	1.67
	メディア	2.43
	販売	0.11
	インターネット販売カタログ販売	0.54
	複合小売り	0.65
	専門小売り	1.46
	食品・生活必需品小売り	2.46
	飲料	2.37
	食品	2.96
	タバコ	1.76
	家庭用品	1.56
	パーソナル用品	0.25
	ヘルスケア機器・用品	1.24
	ヘルスケアプロバイダ・サービス	1.40
	バイオテクノロジー	0.88
	医薬品	6.62
	商業銀行	6.74
	各種金融サービス	1.90
	保険	3.88
	不動産管理・開発	0.60
	インターネットソフトウェア	1.07
	情報技術サービス	2.31
	ソフトウェア	2.49
	通信機器	1.48
	コンピュータ・周辺機器	2.55
	電子装置・機器・部品	0.32
事務用電子機器	0.06	
半導体・半導体製造装置	1.63	
各種電気通信サービス	3.29	
無線通信サービス	1.07	
電力	2.03	
ガス	0.17	
総合公益事業	1.45	
水道	0.08	
貯蓄・抵当・不動産金融	0.05	
消費者金融	0.43	
資本市場	1.72	
各種消費者サービス	0.06	
独立系発電事業・エネルギー販売	0.20	
ヘルスケア・テクノロジー	0.04	
ライフサイエンスツールサービス	0.30	

	専門サービス	0.34
	小計	96.41
投資信託受益証券		0.01
投資証券		1.78
合計		98.21

## 「国内債券マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		98.55
合計		98.55

## 「外国債券マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		98.39
合計		98.39

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## &lt;ご参考&gt;

## 「国内株式マザーファンド」

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 / 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資比率 (%)
TOPIX先物(2011年12月限)	東京証券取引所	株価指数先物	買建	円	565	4,220,223,950	4,110,375,000	3.03

## 「外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド」

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

名称	取引所	種類	買建 / 売建	通貨	枚数	簿価 (現地通貨)	評価額(時価 ・ 現地通貨)	評価額 (時価・円)	投資 比率 (%)
E-mini S&P500株価指数先物 (2011年12月限)	シカゴ・マーカン タイル取引所	株価指数 先物	買建	米ドル	478	29,375,387.5	28,596,350	2,234,232,825	1.17
ユーロ50株価指数先物(2011年12 月限)	EUREX	株価指数 先物	買建	ユーロ	220	5,060,250	4,912,600	511,696,416	0.26
FT100株価指数先物(2011年12月 限)	ロンドン国際金融先物 取引所	株価指数 先物	買建	英ポ ンド	64	3,492,960	3,409,600	415,698,432	0.21

## (3)運用実績

## 純資産の推移

平成23年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2002年5月10日)	1	1	1.0246	1.0250
第2期 (2003年5月12日)	0.9	0.9	0.8852	0.8852
第3期 (2004年5月10日)	12	12	1.0276	1.0296
第4期 (2005年5月10日)	19	19	1.0827	1.0837
第5期 (2006年5月10日)	48	48	1.3890	1.3895
第6期 (2007年5月10日)	59	59	1.5221	1.5226
第7期 (2008年5月12日)	59	59	1.3108	1.3113
第8期 (2009年5月11日)	52	52	0.9894	0.9894
第9期 (2010年5月10日)	62	62	1.0434	1.0439
第10期 (2011年5月10日)	68	69	1.0332	1.0337
2010年11月末日	62		1.0041	
12月末日	65		1.0300	
2011年1月末日	66		1.0428	
2月末日	69		1.0695	
3月末日	68		1.0446	
4月末日	69		1.0444	
5月末日	68		1.0252	
6月末日	69		1.0258	
7月末日	68		1.0080	
8月末日	64		0.9470	
9月末日	63		0.9290	
10月末日	66		0.9620	
11月末日	63		0.9189	

## 分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0005 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0020 円
第4期	0.0010 円
第5期	0.0005 円
第6期	0.0005 円
第7期	0.0005 円
第8期	0.0000 円
第9期	0.0005 円
第10期	0.0005 円

## 収益率の推移

期	収益率
第1期	2.5 %
第2期	13.6 %
第3期	16.3 %
第4期	5.5 %
第5期	28.3 %
第6期	9.6 %
第7期	13.8 %
第8期	24.5 %
第9期	5.5 %
第10期	0.9 %
第11期(中間期)	10.1 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

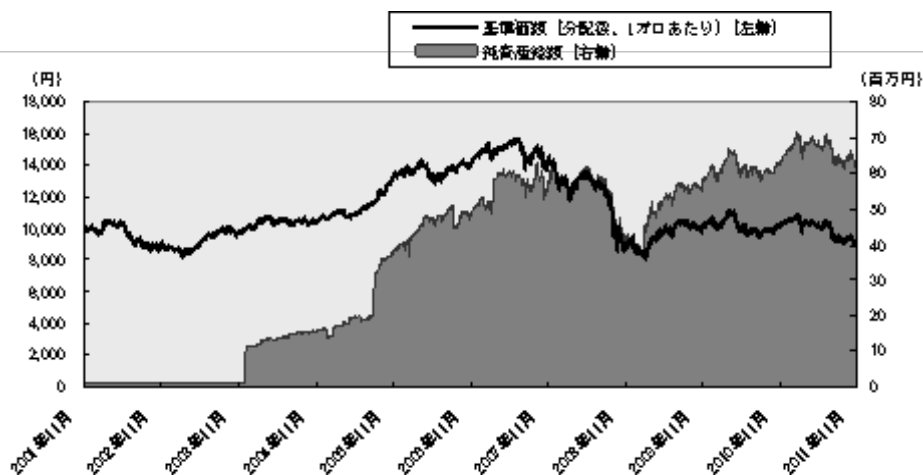
## (4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	1,000,000		1,000,000
第2期	74,830		1,074,830
第3期	11,512,006		12,586,836
第4期	7,589,218	2,396,540	17,779,514
第5期	23,708,511	6,911,657	34,576,368
第6期	15,369,179	10,790,689	39,154,858
第7期	15,600,069	9,539,777	45,215,150
第8期	18,155,237	10,514,173	52,856,214
第9期	10,128,136	2,675,129	60,309,221
第10期	9,945,392	3,501,962	66,752,651
第11期(中間期)	3,620,055	1,559,161	68,813,545

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt; 運用実績（2011年11月30日現在）

## [ 基準価額・純資産の推移 ]（日次）



## [ 分配の推移 ]（1万口あたり、課税前）

2011年5月	5 円
2010年5月	5 円
2009年5月	0 円
2008年5月	5 円
2007年5月	5 円
設定来累計	60 円

## [ 主要な資産の状況 ]

## 銘柄別投資比率

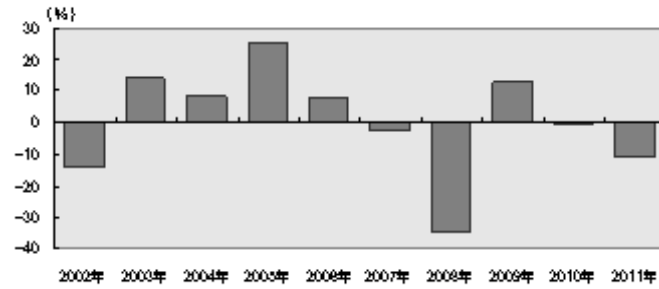
順位	銘柄	投資比率(%)
1	国内株式マザーファンド	44.5
2	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	24.6
3	国内債券マザーファンド	20.7
4	外国債券マザーファンド	10.1

## 実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄				・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄			
順位	銘柄	業種	投資比率(%)	順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	1.4	1	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消費燃料	0.5
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.1	2	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.4
3	キャノン	電気機器	0.9	3	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	0.3
4	本田技研工業	輸送用機器	0.9	4	CHEVRON CORP	石油・ガス・消費燃料	0.2
5	日本電信電話	情報・通信業	0.7	5	NESTLE SA-REG	食品	0.2
・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄				・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄			
順位	銘柄	種類	投資比率(%)	順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 利付(10年)第312回	国債証券	0.3	1	UK TREASURY	国債証券	0.1
2	国庫債券 利付(5年)第70回	国債証券	0.3	2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
3	国庫債券 利付(5年)第88回	国債証券	0.3	3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
4	国庫債券 利付(10年)第284回	国債証券	0.2	4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	国庫債券 利付(10年)第305回	国債証券	0.2	5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1



## [ 年間収益率の推移 ] ( 暦年ベース )



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2011年は年初から11月末までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

##### < 中間財務諸表 >

#### バランスセレクト70(確定拠出年金向け)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期中間計算期間(平成23年 5 月11日から平成23年11月10日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## バランスセレクト70(確定拠出年金向け)

## (1)中間貸借対照表

科目	期別	第11期中間計算期間末 平成23年11月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		296,854
親投資信託受益証券		63,850,391
流動資産合計		64,147,245
資産合計		
		64,147,245
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		17,412
未払委託者報酬		215,834
その他未払費用		968
流動負債合計		234,214
負債合計		
		234,214
純資産の部		
元本等		
元本		68,813,545
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		4,900,514
(分配準備積立金)		8,987,332
元本等合計		63,913,031
純資産合計		63,913,031
負債純資産合計		64,147,245

## (2)中間損益及び剰余金計算書

科目	期別	第11期中間計算期間 自平成23年5月11日 至平成23年11月10日 金額(円)
営業収益		
受取利息		11
有価証券売買等損益		6,819,124
営業収益合計		6,819,113
営業費用		
受託者報酬		17,412
委託者報酬		215,834
その他費用		968
営業費用合計		234,214
営業利益		7,053,327
経常利益		7,053,327
中間純利益		7,053,327
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額		99,156
期首剰余金又は期首欠損金( )		2,214,392
剰余金増加額又は欠損金減少額		
剰余金減少額又は欠損金増加額		160,735
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		45,517
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		115,218
分配金		
中間剰余金又は中間欠損金( )		4,900,514

## (3)中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成23年 5 月11日から平成24年 5 月10日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年 5 月11日から平成23年11月10日までとなっております。

## (追加情報)

第11期中間計算期間 自 平成23年 5 月11日 至 平成23年11月10日	
1	当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
2	運用の効率化を可能にするため、平成23年10月5日に主要投資対象の1つである外国株式マザーファンドを、実質的に同一の運用方針を有する外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドに変更する約款の変更を行い、以後同受益証券への投資を行っております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第11期中間計算期間末 平成23年11月10日現在	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	68,813,545 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	4,900,514 円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9288 円 9,288 円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第11期中間計算期間末 平成23年11月10日現在	
1	中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第11期中間計算期間 自 平成23年 5 月11日 至 平成23年11月10日	
期首元本額	66,752,651 円
期中追加設定元本額	3,620,055 円
期中一部解約元本額	1,559,161 円

## 2 デリバティブ取引関係

第11期中間計算期間末(平成23年11月10日現在)

該当事項はございません。

## 参考

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「国内債券マザーファンド」および「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

## 1 「国内株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年11月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		14,207,875,707
株式		130,616,223,545
未収配当金		1,341,553,433
未収利息		7,695
その他未収収益		620,416
差入委託証拠金		121,361,000
流動資産合計		146,287,641,796
資産合計		
		146,287,641,796
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		106,795,510
未払金		302,820
未払解約金		285,929,931
未払利息		161,697
有価証券貸借取引受入金		10,933,820,515
流動負債合計		11,327,010,473
負債合計		
		11,327,010,473
純資産の部		
元本等		
元本		217,662,071,619
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		82,701,440,296
元本等合計		134,960,631,323
純資産合計		
		134,960,631,323
負債純資産合計		
		146,287,641,796

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (追加情報)

	自 平成23年 5 月11日 至 平成23年11月10日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年11月10日現在	
1 元本の欠損の額	82,701,440,296 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.6200 円 6,200 円)
3 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	10,320,997,905 円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年11月10日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	
2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価として しております。	

## (その他の注記)

平成23年11月10日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成23年 5 月11日
期首元本額	211,318,590,003 円
期首より平成23年11月10日までの期中追加設定元本額	23,594,805,042 円
期首より平成23年11月10日までの期中一部解約元本額	17,251,323,426 円
期末元本額	217,662,071,619 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	395,608,525 円
バランスセレクト50	906,758,706 円
バランスセレクト70	712,476,967 円
国内債券・株式バランスファンド	2,456,023,076 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,473,929,928 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	20,415,696,960 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	22,019,132,268 円
野村資産設計ファンド2015	557,464,433 円
野村資産設計ファンド2020	277,988,345 円
野村資産設計ファンド2025	296,715,711 円
野村資産設計ファンド2030	256,432,649 円
野村資産設計ファンド2035	201,498,036 円
野村資産設計ファンド2040	822,637,733 円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	1,213,760,137 円
のむらップ・ファンド(保守型)	1,013,764,641 円
のむらップ・ファンド(普通型)	1,485,150,645 円
のむらップ・ファンド(積極型)	1,046,556,409 円
野村資産設計ファンド2045	22,803,972 円
野村インデックスファンド・TOPIX	100,405,662 円
マイ・ロード	194,164,269 円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	12,304,590,860 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	2,113,793,052 円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	15,337,820,047 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	4,304,704,409 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	30,087,917 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	94,932,057 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	50,965,079 円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	17,442,672,989 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	1,127,431,468 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	7,638,772,622 円
野村日本株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)	2,368,477,366 円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	5,139,101,270 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	1,742,661,659 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	126,723,284 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	842,859,155 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	12,281,608,446 円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1,971,501,973 円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,272,815,947 円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	8,392,966 円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	42,817,011 円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	45,607,617 円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	94,030,181 円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	4,228,987,537 円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	11,726,647,996 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	16,033,816,055 円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX(確定拠出年金向け)	33,506,109,079 円
マイバランスDC30	1,520,471,980 円
マイバランスDC50	1,829,021,607 円
マイバランスDC70	1,377,343,063 円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	3,188,337,855 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



2 「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年11月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		1,656,139,357
コール・ローン		647,579,403
株式		189,786,923,093
投資信託受益証券		31,762,800
投資証券		3,529,504,942
派生商品評価勘定		48,348,828
未収入金		36,450,347
未収配当金		303,903,257
未収利息		1,506
差入委託証拠金		683,056,201
流動資産合計		196,723,669,734
資産合計		
196,723,669,734		
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		35,283,003
未払解約金		738,579,635
その他未払費用		762,200
流動負債合計		774,624,838
負債合計		
774,624,838		
純資産の部		
元本等		
元本		221,653,382,805
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		25,704,337,909
元本等合計		195,949,044,896
純資産合計		
195,949,044,896		
負債純資産合計		
196,723,669,734		

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式、投資信託受益証券及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>(3) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金</p> <p>(1) 株式及び投資証券 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (追加情報)

自 平成23年 5 月11日 至 平成23年11月10日	
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年11月10日現在	
1 元本の欠損の額	25,704,337,909 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.8840 円 8,840 円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年11月10日現在

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は<br>ありません。  |
| 2  | 時価の算定方法<br>株式、投資信託受益証券及び投資証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。<br>派生商品評価勘定   |
| 1  | 先物取引<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。   |
| 2  | 為替予約取引   |
| 1) | 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価して<br>おります。<br>計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が<br>発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。<br>計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によ<br>っております。<br>・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後<br>二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。<br>・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発<br>表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 |
| 2) | 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場<br>の仲値で評価しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と<br>しております。  |

## (その他の注記)

平成23年11月10日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成23年 5月11日
期首元本額	208,899,887,092 円
期首より平成23年11月10日までの期中追加設定元本額	36,883,552,612 円
期首より平成23年11月10日までの期中一部解約元本額	24,130,056,899 円
期末元本額	221,653,382,805 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	137,660,082 円
バランスセレクト50	421,916,056 円
バランスセレクト70	277,779,205 円
野村外国株式インデックスファンド	612,325,142 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	7,214,073,728 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	42,395,886,780 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	15,241,877,858 円
野村資産設計ファンド2015	253,580,139 円
野村資産設計ファンド2020	126,596,351 円
野村資産設計ファンド2025	135,387,392 円
野村資産設計ファンド2030	116,646,406 円
野村資産設計ファンド2035	91,855,755 円
野村資産設計ファンド2040	375,473,550 円
野村外国株インデックス(野村投資一任口座向け)	644,297,687 円
のむらップ・ファンド(保守型)	461,436,038 円
のむらップ・ファンド(普通型)	1,960,729,752 円
のむらップ・ファンド(積極型)	2,783,953,504 円
野村資産設計ファンド2045	10,385,248 円
野村インデックスファンド・外国株式	319,276,043 円
マイ・ロード	122,289,267 円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	8,516,555,065 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	1,463,050,198 円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	31,759,847,828 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	14,856,261,345 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	20,830,622 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	80,327,135 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	77,623,393 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	312,169,721 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	3,525,661,570 円
野村外国株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,111,682,820 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	904,715,301 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	58,479,749 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	583,421,979 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	9,715,954,486 円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1,365,094,201 円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	2,948,705 円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	20,067,081 円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	17,821,684 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I (確定拠出年金向け)	52,819,860,548 円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	1,593,230,209 円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	5,878,203,251 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	6,619,723,334 円
マイバランスDC30	551,204,343 円
マイバランスDC50	917,142,402 円
マイバランスDC70	572,953,630 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	4,605,126,222 円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

3 「国内債券マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

対象年月日	平成23年11月10日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	26,016,539
国債証券	6,578,839,520
未収利息	22,482,525
前払費用	537,040
流動資産合計	6,627,875,624
資産合計	6,627,875,624
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,083,541
流動負債合計	7,083,541
負債合計	7,083,541
純資産の部	
元本等	
元本	5,610,865,762
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,009,926,321
元本等合計	6,620,792,083
純資産合計	6,620,792,083
負債純資産合計	6,627,875,624

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (追加情報)

自 平成23年 5 月11日 至 平成23年11月10日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年11月10日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,180円
(10,000口当たり純資産額)	11,800円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年11月10日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	
2 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。	

## (その他の注記)

平成23年11月10日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成23年 5月11日
期首元本額	5,569,594,770円
期首より平成23年11月10日までの期中追加設定元本額	411,179,363円
期首より平成23年11月10日までの期中一部解約元本額	369,908,371円
期末元本額	5,610,865,762円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	587,849,067円
バランスセレクト50	653,238,985円
バランスセレクト70	170,610,843円
国内債券・株式バランスファンド	1,336,188,887円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	12,919,362円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	31,639,201円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	11,268,693円
野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)	2,755,236,158円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	51,914,566円

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

4 「外国債券マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成23年11月10日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,452,677,497
国債証券		285,022,049,340
派生商品評価勘定		2,714,500
未収入金		1,185,752,775
未収利息		3,753,102,020
前払費用		204,387,356
流動資産合計		291,620,683,488
資産合計		
291,620,683,488		
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		420,000
未払金		14,997,840
未払解約金		1,689,949,432
その他未払費用		628,600
流動負債合計		1,705,995,872
負債合計		
1,705,995,872		
純資産の部		
元本等		
元本		205,433,902,574
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		84,480,785,042
元本等合計		289,914,687,616
純資産合計		
289,914,687,616		
負債純資産合計		
291,620,683,488		

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## (追加情報)

自 平成23年 5 月11日 至 平成23年11月10日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成23年11月10日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4112 円
(10,000口当たり純資産額)	14,112 円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年11月10日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	
2 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

## (その他の注記)

平成23年11月10日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成23年 5 月 11日
期首元本額	220,334,504,999 円
期首より平成23年11月10日までの期中追加設定元本額	9,716,303,993 円
期首より平成23年11月10日までの期中一部解約元本額	24,616,906,418 円
期末元本額	205,433,902,574 円
期末元本額の内訳 *	
バランスセレクト30	132,462,419 円
バランスセレクト50	134,481,761 円
バランスセレクト70	70,673,915 円
野村外国債券インデックスファンド	282,982,903 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,150,465,229 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	92,573,758,657 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,852,697,704 円
野村資産設計ファンド2015	205,834,224 円
野村資産設計ファンド2020	80,939,586 円
野村資産設計ファンド2025	74,627,710 円
野村資産設計ファンド2030	57,901,631 円
野村資産設計ファンド2035	38,467,398 円
野村資産設計ファンド2040	123,562,950 円
野村外国債券インデックス(野村投資一任口座向け)	1,928,182,125 円
のむらっぴ・ファンド(保守型)	1,350,234,491 円
のむらっぴ・ファンド(普通型)	1,266,690,056 円



のむラップ・ファンド(積極型)	671,423,324 円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	156,278,156 円
野村資産設計ファンド2045	2,579,598 円
野村インデックスファンド・外国債券	69,610,541 円
マイ・ロード	251,339,665 円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	139,068,819 円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	26,799,215,139 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	1,534,774,529 円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	24,360,354,809 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	4,883,614,553 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	13,655,773 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	57,446,736 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	9,252,191 円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	13,182,127,231 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	920,828,310 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	3,466,937,265 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	592,657,258 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	134,168,030 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	382,369,218 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,182,297,503 円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	1,791,696,495 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	2,133,456,047 円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	2,892,006 円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	6,504,493 円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	4,621,772 円
野村外国債券パッシブファンド(確定拠出年金向け)	434,769,854 円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	1,463,715,952 円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	1,784,620,992 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	1,626,169,898 円
野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)	9,097,911,324 円
マイバランスDC30	521,534,812 円
マイバランスDC50	278,033,190 円
マイバランスDC70	138,517,657 円
野村DC外国債券インデックスファンド	1,015,496,675 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

純資産額計算書 平成23年11月30日現在

資産総額	63,698,261	円
負債総額	24,319	円
純資産総額( - )	63,673,942	円
発行済口数	69,292,747	口
1口当たり純資産額( / )	0.9189	円

## &lt;ご参考&gt;

## 「国内株式マザーファンド」

資産総額	161,704,124,358	円
負債総額	26,433,376,714	円
純資産総額( - )	135,270,747,644	円
発行済口数	218,651,840,143	口
1口当たり純資産額( / )	0.6187	円

## 「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」

資産総額	190,687,936,611	円
負債総額	773,057,188	円
純資産総額( - )	189,914,879,423	円
発行済口数	221,093,383,339	口
1口当たり純資産額( / )	0.8590	円

## 「国内債券マザーファンド」

資産総額	6,849,299,873	円
負債総額	220,149,241	円
純資産総額( - )	6,629,150,632	円
発行済口数	5,646,552,061	口
1口当たり純資産額( / )	1.1740	円

## 「外国債券マザーファンド」

資産総額	284,623,368,413	円
負債総額	587,222,929	円
純資産総額( - )	284,036,145,484	円
発行済口数	203,974,234,945	口
1口当たり純資産額( / )	1.3925	円

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 資本金の額

平成23年6月末現在、17,180百万円

(以下略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 資本金の額

平成23年12月末現在、17,180百万円  
(以下略)

## 2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	737	9,203,275
単体型株式投資信託	36	268,687
追加型公社債投資信託	18	4,556,801
単体型公社債投資信託	0	0
合計	791	14,028,763

## 3 委託会社等の経理状況

[次へ](#)

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 <sup>*</sup>	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 平成23年5月末現在

## (2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

\* 平成23年5月末現在

<訂正後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 平成23年11月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

\* 平成23年11月末現在

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 の該当部分を以下のように訂正するとともに、末尾に添付のように、最近中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表（以下「中間財務諸表」といいます。）が追加されます。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第5号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第52期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第5号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は改正前、第52期事業年度(当事業年度)は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに当中間会計期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

		平成23年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		498
金銭の信託		39,466
有価証券		1,600
短期貸付金		168
未収委託者報酬		8,212
未収収益		4,942
繰延税金資産		853
その他		313
貸倒引当金		6
流動資産計		56,049
固定資産		
有形固定資産	1	1,687
無形固定資産		10,049
ソフトウェア		10,047
その他		1
投資その他の資産		22,390
投資有価証券		6,685
関係会社株式		14,424
繰延税金資産		886
その他		393
貸倒引当金		0
固定資産計		34,127
資産合計		90,176

		平成23年 9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		5,000
未払収益分配金		4
未払償還金		53
未払手数料		3,570
その他未払金	2	1,323
未払費用		7,194
未払法人税等		723
賞与引当金		1,463
その他		99
流動負債計		19,431
固定負債		
退職給付引当金		3,251
時効後支払損引当金		491
その他		5
固定負債計		3,747
負債合計		23,179
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		65,310
資本剰余金		17,180
資本準備金		11,729
利益剰余金		11,729
利益準備金		36,400
その他利益剰余金		685
別途積立金		35,715
繰越利益剰余金		24,606
評価・換算差額等		11,108
その他有価証券評価差額金		1,686
繰延ヘッジ損益		1,568
		117
純資産合計		66,996
負債・純資産合計		90,176

## 中間損益計算書

		自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		41,975
運用受託報酬		9,087
その他営業収益		67
営業収益計		51,131
営業費用		
支払手数料		21,876
調査費		10,328
その他営業費用		2,150
営業費用計		34,356
一般管理費	1	11,623
営業利益		5,151
営業外収益	2	3,261
営業外費用	3	333
経常利益		8,079
特別利益	4	123
特別損失	5	69
税引前中間純利益		8,133
法人税、住民税及び事業税		1,605
法人税等調整額		1,229
中間純利益		5,298



## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成23年 4月 1日
	至 平成23年 9月30日
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>資本剰余金合計</b>	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>別途積立金</b>	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
<b>繰越利益剰余金</b>	
当期首残高	14,077
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	2,968
当中間期末残高	11,108
<b>利益剰余金合計</b>	
当期首残高	39,369

当中間期変動額	
剰余金の配当	8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	2,968
当中間期末残高	36,400
株主資本合計	
当期首残高	68,279
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	2,968
当中間期末残高	65,310
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,694
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,125
当中間期変動額合計	1,125
当中間期末残高	1,568
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	69
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	187
当中間期変動額合計	187
当中間期末残高	117
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,624
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	938
当中間期変動額合計	938
当中間期末残高	1,686
純資産合計	
当期首残高	70,903
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,267
中間純利益	5,298
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	938
当中間期変動額合計	3,906
当中間期末残高	66,996

## [重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法          その他有価証券          時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)          時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産          定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産          定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金          一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金          賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。          確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。          退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金          時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

## [追加情報]

	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## [注記事項]

## 中間貸借対照表関係

平成23年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,541百万円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

## 中間損益計算書関係

自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	232百万円
無形固定資産	1,864百万円
長期前払費用	5百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	2,987百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	30百万円
金銭の信託運用損	276百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	34百万円
株式報酬受入益	88百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	26百万円
投資有価証券等評価損	0百万円
固定資産除却損	42百万円

## 中間株主資本等変動計算書関係

自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	-	-
				当中間会計期間末
				5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成23年 7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当財産の種類	野村ホールディングス株式会社株式			
(2) 配当財産の帳簿価額		8,267百万円		
(3) 1株当たり配当額		1,605円12銭		
(4) 基準日		平成23年 7月19日		
(5) 効力発生日		平成23年 7月20日		

## リース取引関係

自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	361百万円
減価償却累計額相当額	310
中間期末残高相当額	50
未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	47百万円
1年超	6
合計	53
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	43百万円
減価償却費相当額	40
支払利息相当額	1
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	6百万円
1年超	5
合計	12

## 金融商品関係

当中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	498	498	-
(2)金銭の信託	39,466	39,466	-
(3)短期貸付金	168	168	-
(4)未収委託者報酬	8,212	8,212	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,544	7,544	-
(6)関係会社株式	3,064	77,011	73,947
資産計	58,954	132,902	73,947
(7)関係会社短期借入金	5,000	5,000	-
(8)未払金	4,952	4,952	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	53	53	-
未払手数料	3,570	3,570	-
その他未払金	1,323	1,323	-
(9)未払費用	7,194	7,194	-
(10)未払法人税等	723	723	-
負債計	17,869	17,869	-
(11)デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	5	5	-
デリバティブ取引計	5	5	-

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（中間貸借対照表計上額：投資有価証券740百万円、関係会社株式11,360百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。



## 有価証券関係

## 当中間会計期間末（平成23年9月30日）

## 1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

## 2. 子会社株式及び関連会社株式(平成23年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	77,011	73,947
合計	3,064	77,011	73,947

## 3. その他有価証券(平成23年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
株式	3,356	282	3,073
投資信託	-	-	-
小計	3,356	282	3,073
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託( 1 )	2,587	3,003	415
譲渡性預金	1,600	1,600	-
小計	4,187	4,603	415
合計	7,544	4,885	2,658

- ( 1 ) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は117百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

## デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## （1）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,575	-	5	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	168	-	(*1) -	-
合 計			2,743	-	(*1) 5	-

(\*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

## セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

## 1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 1 株当たり情報

自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日	
1 株当たり純資産額	13,007円36銭
1 株当たり中間純利益	1,028円70銭
(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2 . 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	5,298百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	5,298百万円
期中平均株式数	5,150千株

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月22日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバランスセレクト70（確定拠出年金向け）の平成23年5月11日から平成23年11月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、バランスセレクト70（確定拠出年金向け）の平成23年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年5月11日から平成23年11月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)